

感染症対応における都保健所業務に関する調査・分析業務報告

目次

I. 調査・分析業務の概要	2	IV. 調査結果	30
背景・目的・調査概要		調査A. 都保健所ヒアリング調査	
本調査・分析業務における感染流行と流行時期の定義		調査B. 他保健所設置自治体等への実態調査	
実施スケジュール		アンケート調査結果	
保健所業務を取り巻く外部環境等及び		ヒアリング調査結果	
都（本庁）による保健所支援策			
II. 都保健所の概要	14	V. 他自治体との比較	47
1. 都保健所の概要		1. 保健所の体制強化	
2. 多摩地域5保健所の基礎情報		2. 保健所の負担軽減	
		3. 関係団体等との連携等及びその他の事項	
		4. デジタル化の推進	
III. 新型コロナウイルス感染症と保健所の状況	23	VI. 今後の新興感染症対応に向けた好事例のとりまとめ	54
1. 日本の新型コロナウイルス感染状況		1. 保健所の体制強化	
2. 東京都における新型コロナウイルス感染状況		2. 保健所の負担軽減	
3. 全国の保健所別管轄人口及び管轄面積		3. 関係団体等との連携等及びその他の事項	
4. 陽性者数累計上位6都府県の保健所別管轄人口及び管轄面積		4. デジタル化の推進	
5. 陽性者数累計上位6都府県の保健所別管轄人口、管轄面積及び感染者数累計			

I . 調査・分析業務の概要

今後の新興感染症に備えて東京都及び保健所が中長期的に検討すべき事項を整理することを目的とし、新型コロナウイルス感染症に関する対応について調査しました

背景

- 保健所は、地域保健法に基づき設置されており、東京都内においては、多摩地域及び島しょ地域については東京都、区部については各区、八王子市及び町田市については各市が設置している。このうち都が設置する保健所（以下「都保健所」という。）は現在、6保健所である
- 都保健所は、これまでの再編整備の中で、感染症等の危機管理機能の強化を図ってきたが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、相談対応、積極的疫学調査等の業務が増大した
- 東京都では、庁内応援職員や会計年度任用職員等の活用による体制強化や相談対応、自宅療養者の健康観察等の業務委託化による負担軽減、各種情報システムやデジタル機器の導入による業務効率化等、様々な支援策を実施してきた
- 今回の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見を踏まえ、今後の新興感染症等の発生及び感染拡大時に、一層機動的な対策が講じられるよう、平時から準備しておくことが必要である

目的

- 東京都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から現在に至るまでの都保健所の取組の検証を行ったうえで、今後の新興感染症対応における都保健所の在り方を検討していくこととしている
- 今後の検討に向け、都保健所の新型コロナウイルス感染症対応に関し、客観的視点から、業務実態と課題の把握・分析、支援策の効果検証、業務の効率性の検証、参考事例やデータの収集等を行う

調査概要

基礎データ収集	<ul style="list-style-type: none">• 都保健所と類似した管轄人口の保健所設置自治体を中心に、都道府県・区市町村の人口、面積、感染者数累計の公表データを調査
調査A 都保健所ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">• 多摩地域の都保健所5か所のヒアリング調査を実施。第一期～第六期における感染状況に伴う各都保健所における状況・課題・課題に対する取組を整理（人員体制、負担軽減策、業務効率化、関係団体との連携、今後の新興感染症対策に向けた課題、課題解決に必要な対策案等）
調査B 他保健所設置自治体の実態調査	<ul style="list-style-type: none">• 41自治体50保健所にアンケート調査を実施。新型コロナウイルス感染症対策に係る都以外の保健所の体制・対応を調査し、都保健所の今後の在り方の検討につなげる• 5自治体にヒアリング調査を実施。アンケート調査等を基に、新型コロナウイルス感染症業務における体制・課題及び取組等の深堀調査を実施

■ 調査結果とりまとめ

- 本調査では、各種データや調査から得られた結果を分析し、今後の対応策を検討した

本調査・分析業務における感染流行と流行時期の定義は以下のとおりとしました

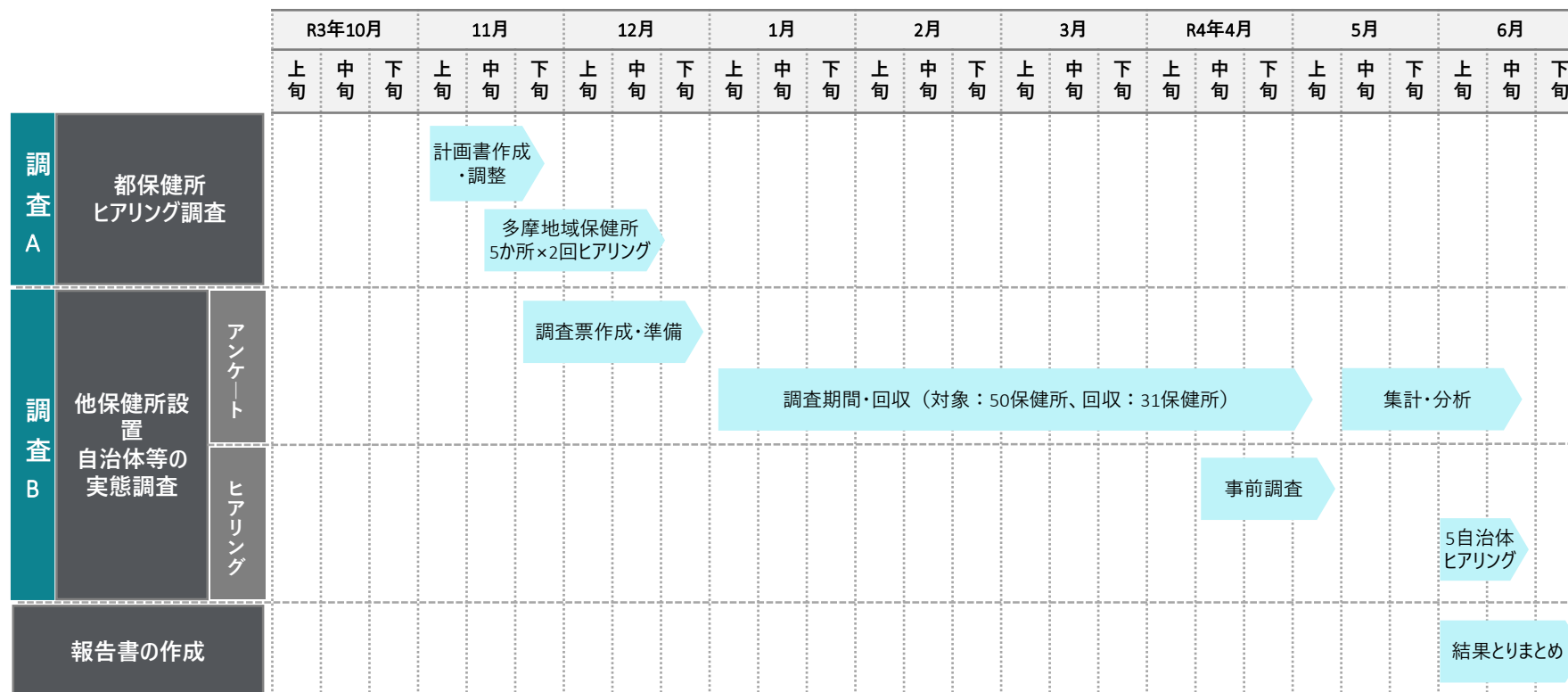
本調査・分析業務における感染流行と流行時期の定義

✓ 新型コロナウイルス感染症は時期によって周辺状況・課題も変遷しているため、本調査・分析業務では、感染状況等について下記のとおり第一期～第六期に区分しました

	令和2年												令和3年												令和4年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
流行時期	第一期 (令和2年1月～6月)						第二期 (令和2年7月～令和2年10月)						第三期 (令和2年11月～令和3年3月)						第四期 (令和3年4月～6月)			第五期 (令和3年7月～9月)			第六期 (令和3年10月～)		
感染状況				第1波			第2波						第3波			第4波			第5波						第6波		
緊急事態宣言/ まん延防止重点措置				緊急事態宣言① (4/10-5/25)									緊急事態宣言② (1/8-3/21)			緊急事態宣言③ (4/25-6/20)			緊急事態宣言④ (7/12-9/30)						まん延防止重点措置③ (1/9-3/21)		
具体的な状況	外部環境 ■ 1/15 国内発生 ■ 2/1 感染症法で指定感染症に指定 ■ 3/11 WHOパンデミック宣言 ■ 3/25 週末不要不急外出自粛要請 ■ 5/29 濃厚接触者全て検査対象化 マスク・消毒液不足深刻化 陽性検査率急上昇 検査数不測の深刻化 ■ 8/3 HER-SYS稼働開始 ■ 12/17 指定感染症1年延期を決定												都内 ■ 1/24 都で患者発生 ■ 4/11 都医師会PCRセンター設置発表 ■ 4/30 患者情報管理センター ■ 6/2 東京アラート発動 (~6/11) ■ 7/13 感染対策部を設置 ■ 10/9 診察・検査医療機関への指定申請呼びかけ ■ 1/22 都内で経路不明の変異種株感染初確認 ■ 臨時的対応:疫学調査における優先事項を整理 (~2/26)												入院・療養先調整中患者急増 アルファ株 (N501Y) 流行 デルタ株 (L452R) 流行 オミクロン株流行		

本調査・分析業務は下記スケジュールで実施しました

実施スケジュール



保健所業務を取り巻く外部環境等及び 都（本庁）による保健所支援策

保健所業務を取り巻く外部環境等 新型コロナウイルス感染症発生時（第一期）

- 新型コロナウイルス感染症は、国内で感染が確認されて以降、急速かつ広範囲に感染拡大した。指定感染症に指定されて以降、国より医療機関及び自治体に多岐にわたる通達が高い頻度で発出され、日々新たな対応を求められた。
- 感染症法に基づく対応は保健所の役割とされており、未知のウイルスで実態がつかめない状況において、保健所が一手に対応することとなった。
- 住民や医療機関等から問合せや相談対応が急増した。

第一期	国の動き	<ul style="list-style-type: none">■ 国の通達頻度が高く・指針変更も生じた• 令和2年2月1日付で新型コロナウイルス感染症が、指定感染症として定められて以降、医療機関及び保健所に対する通達は内容が多岐にわたり、また非常に高い頻度で事務連絡が発出された• また、医療機関・保健所の対応方針も感染拡大状況に応じて変更された• 軽症者等の宿泊療養・自宅療養、同患者へのフォローアップ、受入施設での対応等について自治体の対応指針が示された■ 緊急事態宣言• 令和2年4月7日から緊急事態宣言が発令され、東京都をはじめ、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県が対象となった
	感染症の状況	<ul style="list-style-type: none">■ 未知のウイルス• 肺炎の発症頻度が季節性インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症と比して相当程度高いと認められ、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあった• 感染経路の特定ができない症例が多数発生、新規陽性者や濃厚接触者が急速に増加した• 全国の新規陽性者数の3割が都内で発生、無症状の陽性者も生じた
	その他	<ul style="list-style-type: none">■ PCR検査の実施可能な機関や検査手法が限定的• 当初PCR検査実施機関は、限定されていた。当時検体の種類が鼻咽頭ぬぐい液等限られており、医療従事者により行う必要があった■ 報道等メディア• 連日各種メディアを通じて様々な情報提供がなされた

保健所業務を取り巻く外部環境等 新型コロナウイルス感染症発生時（第二期・第三期）

- ・ 緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドの発生もあり、令和2年7月から8月にかけて、第1期を超える新規陽性者が発生した
- ・ 令和2年10月以降さらに陽性者数が増加し、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫した
- ・ 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた対策に取組み、医療提供体制の充実、ワクチン接種の推進、都民、事業者への協力要請等を行う
- ・ 保健所に集中していた電話相談は、令和2年2月以降各種コールセンターの開設により、分散された

第二期・第三期	国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急事態宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年10月以降陽性者数が増加、12月には首都圏を中心に陽性者数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫する地域が見られ、令和3年1月7日から東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に緊急事態宣言が発令されたが、続いて他県も追加し、最終10都道府県が対象となった ■ 新型コロナウイルスワクチンの接種開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年前半には全国民に提供可能な数の確保を目指し、ファイザー社のワクチンを特例承認し、順次、医療従事者、高齢者への接種を実施した
	都の動き	<ul style="list-style-type: none"> ■ かつてない感染拡大規模に対しあらゆる方面からの対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた対策に取り組む。また年末年始にかけての感染者増大の対応として医療提供体制の充実、ワクチン接種の推進、都民、事業者への協力要請、都民等に向けた広報、情報発信等を実施した
	感染症の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二期：新規陽性者数は、令和2年7月、8月は第一期を超える規模であった。感染経路が多岐にわたり、感染経路が不明なもの割合が高い状況にあった。院内感染においては第一期のような大規模クラスターの発生は見られなかった ・ 第三期：新規陽性者だけでなく、重症者も第一期、第二期と比べ増加した。新規陽性者は、年代別に見ると、重症化リスクの高い高齢者が増加し、医療提供体制がひっ迫する状況にあった。また、感染経路については、家庭内感染の割合が増加した
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都の相談件数の分散化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月以降各種コールセンターの開設により、保健所に集中していた電話相談は、第一期をピークとして第三期（令和2年11月）頃には分散化された ■ 移動による感染拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三期は、令和2年7月以降のGo to トラベル、また年末年始による人の移動の増加等の影響もあったと考えられる

保健所業務を取り巻く外部環境等 新型コロナウイルス感染症発生時（第四期・第五期）

- 従来より感染力の強いアルファ株が発生し、その後感染力が強く重症化リスクの高いデルタ株への置き換わりが急速に進行し、感染拡大となった
- 2020年オリンピック・パラリンピック大会期間中のこの夏最後のSTAY HOMEとして様々な媒体において広報展開を行い外出自粛の呼びかけがあった
- 令和3年8月（第五期）には、陽性者数がピークに達し、相談件数及び陽性者数も急増した

第四期・第五期	国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急事態宣言 <ul style="list-style-type: none"> 感染状況、医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況、陽性者数が高い水準にあり、増加傾向がみられたため、令和3年7月12日から沖縄に続き東京都にも緊急事態宣言が発令された。続いて3県1府が追加された ■ 緊急事態措置区域の対応方針 <ul style="list-style-type: none"> 人と人との接触を減らすために、人の流れを抑制するための取組、積極的な検査戦略の実施など、徹底した感染防止策に取り組むことを示した
	都の動き	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変異株への対応 <ul style="list-style-type: none"> 感染力の強い変異株により急速に感染拡大し、医療提供体制のひっ迫や社会経済活動の停滞が懸念されたが、これまでの経験・知見を活かし、自宅療養者の支援、重症化リスクの高い高齢者の療養体制強化等、先手先手で対応策を実施した
	感染症の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変異株の状況 <ul style="list-style-type: none"> 従来株より感染力の強い変異株（アルファ株）が確認された。続いて、アルファ株から感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わりが急速に進行し、救急医療がひっ迫した ■ 陽性者数の増加 <ul style="list-style-type: none"> 第四期：第三期の経験を踏まえてアルファ株への警戒を強化した。陽性者数は、若い世代を中心に増加した。医療機関、高齢者施設、保育園、大学等でクラスターが発生した。 第五期：新規陽性者数は、40代～60代までを中心に急増、重傷者数が高い水準で推移した。各保健所において、令和3年8月は、新規陽性者数がピークに達した
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都民等に向けた広報・情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 2020オリンピック大会期間中のこの夏最後のSTAY HOMEとして様々な媒体において広報展開を行い、外出自粛を呼びかけた

保健所業務を取り巻く外部環境等 新型コロナウイルス感染症発生時（第六期～現在）

- 全国的に、令和4年年明け当初より、これまでで最も感染力の強い変異株（オミクロン株）の流行により感染者数が爆発的に拡大し、令和4年1～3月にかけて新規陽性者数が多く、令和4年2月1日は過去最大の104,349人を記録した
- 各自治体では、保健所業務の負担軽減に向けた支援が行われていたが、想定を上回る感染者数の増加となり、保健所は対応に追われた

第六期 ～ 現在	国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ■ まん延防止等重点措置 • オミクロン株の感染拡大により、3回目となる、まん延防止等重点措置が令和4年1月19日～3月21日に発令された。東京都、大阪府、愛知県等の18都道府県に適用されていた。オミクロン株は感染力が高いが、重症化・死亡率が抑えられている特性を踏まえた感染対策の強化と社会経済活動を維持の両輪が求められた
	都の動き	<ul style="list-style-type: none"> ■ オミクロン株の特性を踏まえた感染対策 • 都は、オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応（令和4年1月11日～1月20日）やりバウンド警戒期間（令和4年4月25日～5月22日）で飲食店等で同一テーブルへの入店の人数や滞在時間制限の依頼、イベントの規模要件に沿った開催を要請した
	感染症の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変異株の状況 • これまでの従来株、アルファ、デルタ等よりもさらに感染力の強い変異株（オミクロン株）が確認された。20～30代の若年層の感染者が急増し、家庭内感染の増加により、子供、重症化リスクの高い高齢者へ感染が拡大した。エッセンシャルワーカーの欠勤等により事業継続が困難となった ■ 陽性者数の増加 • 東京都では令和4年1～3月にかけて新規陽性者が急激に増加（最大時20,000人/日超）し、都保健所においても、過去最多となる感染者数を記録した
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 患者数増加に伴う事務の増大 • 第六期は、患者数の激増に伴い「療養証明」の発行など保健所が担う事務が増大した

都（本庁）による保健所支援策 1/3

- 都（本庁）では感染拡大に対応するため、保健所業務を支援する取組を実施している
- 発生直後から、相談窓口等を整備、その後、入院及び宿泊入所調整本部や自宅療養者フォローアップセンターの設置、人材派遣の活用等による体制強化、進捗管理ツールやSMSによる情報発信の導入など、保健所業務の負担軽減・効率化を図った

#	分類	支援策	支援策概要	対策の目的	実施時期
1	電話対応	帰国者・接触者電話相談センター開設	発熱等の症状がある方からの 相談対応	保健所の相談対応に係る業務負荷を軽減	R2.2 開設 R2.5 委託化 (R2.10からは下記発熱相談センターへ移行)
2		東京都発熱相談センター開設	発熱等の症状を呈する患者や、接触確認アプリ通知を受けた方からの 相談対応		R2.10 開設・委託
3		新型コロナコールセンター開設	一般相談対応 （毎日9～22時）		保健所対応が不要な一般相談を切り出し、業務負荷を軽減
4	療養調整	入院調整本部設置	保健所からの依頼を受け、 広域的な入院調整、病院間での転院調整 を実施	入院調整業務を保健所から切り出し業務負荷を軽減	R2.4 運用開始
5		宿泊療養施設の稼働 宿泊入所調整本部設置	家庭内感染拡大防止のため、健康管理体制を確保し、 入院の必要がない軽症者や無症状者向けの宿泊施設 を運営、また当該宿泊施設への入所調整を実施	軽症者等の療養先を確保し、療養調整の対応業務負荷を軽減	R2.4 運用開始
6		自宅療養者向け健康観察システム導入	チャットボット機能により、日々の健康状態についての 問診が送信され療養者で回答。回答内容はデータベースに記録され、保健所で確認可能	保健所による健康観察の業務負荷を軽減	R2.9 導入
7		自宅療養者フォローアップセンター設置	保健所からの依頼に基づき、 自宅療養者の療養中のサポート を実施	自宅療養者のフォローアップを保健所から切り出し、業務負荷を軽減	R2.11 食料品発送、健康観察、電話相談開始 R3.1 パルスオキシメーター貸与開始

都（本庁）による保健所支援策 2/3

#	分類	支援策	支援策概要	対策の目的	実施時期
8	療養調整	夜間入院調整窓口	保健所からの依頼により、夜間の入院先の調整を実施	保健所の夜間入院の調整に係る業務負荷の軽減	R3.2 夜間入院調整開始
9		自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）設置	自宅療養者の体調変化に気づいた際の相談や、食料品・パルスオキシメーターの配送など療養中の困りごとなどに対応	自宅療養者からの相談対応を保健所から切り出し、業務負荷を軽減	R4.1 運用開始
10		感染者情報システム導入	保健所からの陽性患者の入院調整、入所調整、フォローアップセンター依頼をシステム化	保健所から入院・宿泊調整等の依頼をシステム化し、業務負荷を軽減	R3.8 運用開始
11		地域医、訪問看護師による診療・訪問	家庭の事情や受入先病院が決定するまでの間に 自宅療養となる方に対して 、保健所の依頼等に基づき、 診療、訪問を実施	自宅療養者への医療提供に係る保健所の業務負荷を軽減	R3.3 地域医療機関の電話・オンライン診療・往診 R3.8 訪問看護
12		薬局による薬剤配送	療養者への薬剤の配送等を行う薬局への支援を実施		R3.9 開始
13		医療機関による健康観察	医療機関が 電話やHER-SYSを活用し、 陽性者の日々の健康状態を確認 し、その情報を保健所と共有	健康観察業務を保健所から切り出すとともに、患者に係る情報共有を円滑に実施することで、保健所の業務負荷を軽減	R3.12 運用開始
14		助産師による妊産婦への健康観察	家庭の事情や受入先病院が決定するまでの間に 自宅療養となる方に対して 、保健所の依頼に基づき、 地域の助産師による健康観察を実施	妊産婦に対する個別対応を保健所から切り出し、健康観察に係る保健所の業務負荷を軽減	R3.11 運用開始

都（本庁）による保健所支援策 3/3

#	分類	支援策	支援策概要	対策の目的	実施時期
15	体制強化	本庁応援職員の配置	本庁から保健所へ応援職員を配置	保健所外の人員を確保することで、保健所の人員体制を強化	R2.4 開始
16		会計年度任用職員の活用（保健師・看護師）【各保健所採用】	都退職者やナースプラザを経由したプラチナナース等の雇用		R2.1 既存職員の応援開始 R2.5 追加雇用開始
17		人材派遣職員の活用（保健師・看護師、事務）	人材派遣会社より人員を確保		R2.8 保健師・看護師派遣開始 R3.2 事務派遣開始
18		トレーサー班の派遣（保健師・看護師・事務）【本庁採用】	本庁で採用した人員を保健所へ派遣		R2.9 開始
19	外部委託	都保健所PCR検査の一部委託化	PCR検査を検体の検査回収を含めて、民間の検査機関に委託	PCR検査業務を保健所から切り出し、業務負担を軽減	R2.9 委託開始
20		都保健所陰圧車の運行委託	陽性患者等の医療機関等への搬送を委託	患者搬送業務を保健所から切り出し、業務負担を軽減	R2.10 委託開始
21	デジタル化	デジタルツールの導入① （自動検温装置、外部ディスプレイ、ヘッドセット、WEB会議システム）	Web会議システムや進捗管理ツール、音声マイニングシステムにより執務環境のDX化を実施	執務環境のDX化により業務効率化を図り、保健所の業務負担を軽減	R2.11～R2.12 導入
22		デジタルツールの導入② （Free Wi-Fi、TAIMS Wi-Fi）			R2.11～R3.3 導入
23		デジタルツールの導入③ （進捗管理ツール、SMS情報発信、チャットボット、音声マイニング、ウェアラブル端末）			R3.12 導入
24	その他	市町村に対する自宅療養者の個人情報提供	都保健所管内の申請のあった市町村に自宅療養者の個人情報を提供し、食料品や日用品の支援などの生活面や、見守りや声かけなどの健康面の支援について、連携強化	自宅療養者への支援に係る市町村との連携を強化し、保健所の業務負担を軽減	R3.9 情報提供開始

Ⅱ. 都保健所の概要

1. 都保健所の概要
2. 多摩地域5保健所の基礎情報

1. 都保健所の概要 1/3

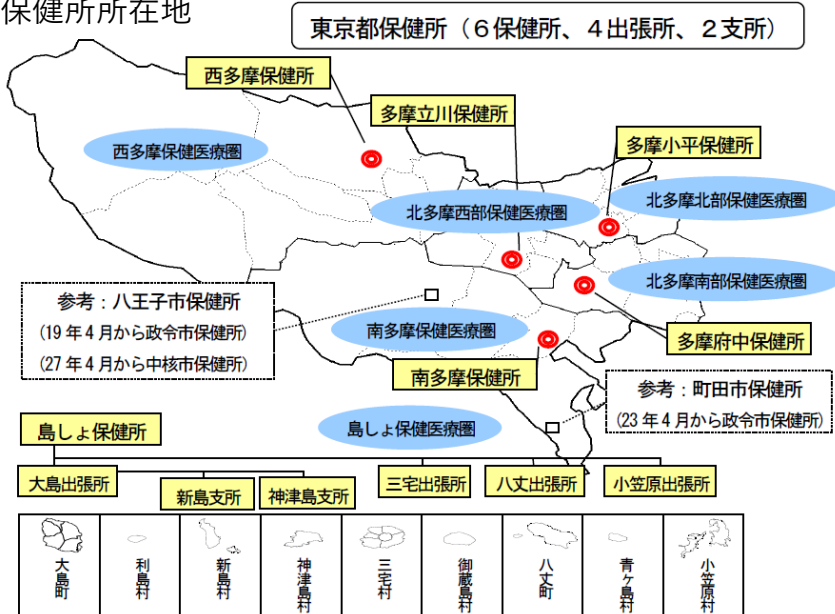
基本的な役割

- ・保健所は、地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健法に基づき、都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市及び特別区が設置している。
- ・都内では、多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域について、東京都が保健所を設置している。
- ・都保健所は、二次保健医療圏に1か所の体制となっており、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として重要な役割を担っている。

■ 都内の保健所の設置状況（令和4年4月1日現在）

地域	保健所設置	設置年
①特別区	各区1か所	昭和50年に都から移管
②多摩・島しょ	都保健所6か所 西多摩、南多摩、多摩立川、多摩府中、多摩小平、島しょ	平成16年に再編（詳細は次頁に記す）
	八王子市保健所1か所	平成19年に都から移管
	町田市保健所1か所	平成23年に都から移管

■ 保健所所在地



出所：東京都提供資料よりトーマツ作成

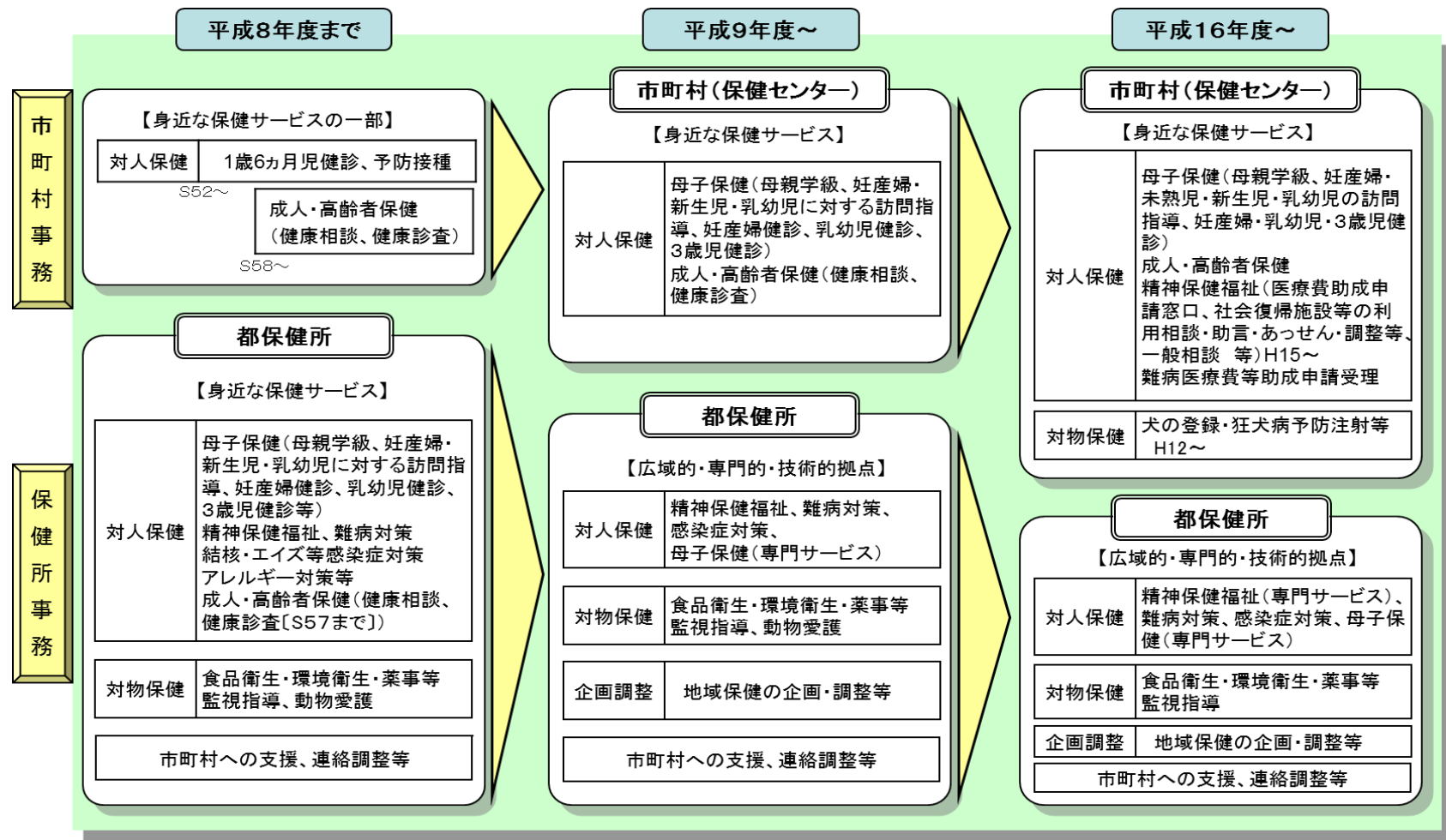
■ 保健所管轄地域

二次保健医療圏	保健所名	所在地	所管市町村
西多摩	西多摩保健所	青梅市東青梅1-167-15	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩	南多摩保健所	多摩市永山2-1-5	日野市、多摩市、稲城市
北多摩西部	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎内	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
北多摩南部	多摩府中保健所	府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
北多摩北部	多摩小平保健所	小平市花小金井1-31-24 東京都花小金井庁舎内	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
島しょ	島しょ保健所	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス24階	島しょ全域
	・大島出張所	大島町元町字馬の背275-4	大島町、利島村、新島村、神津島村
	新島支所	新島村本村6-4-24	-
	神津島支所	神津島村1088	-
	・三宅出張所	三宅村伊豆1004	三宅村、御蔵島村
	・八丈出張所	八丈町三根1950-2	八丈町、青ヶ島村
・小笠原出張所	小笠原村父島字清瀬	小笠原村	

1. 都保健所の概要 2/3

都保健所の再編成の経緯

- 平成9年に、地域保健法の全面施行に合わせ、多摩地域の都保健所再編整備が行われた。その後、平成16年に、二次保健医療圏における保健医療施策の総合的拠点として、多摩地域の保健所の再編整備が行われた
 - 保健所政令市制度に基づき、八王子市は平成19年4月、町田市は平成23年4月都から市に移管した
- ※住民に身近な対人保健サービスの事務及び権限が順次、市町村へ移譲され、保健所の役割は、専門性の高い事業や広域での調整を必要とする事業にシフトしている

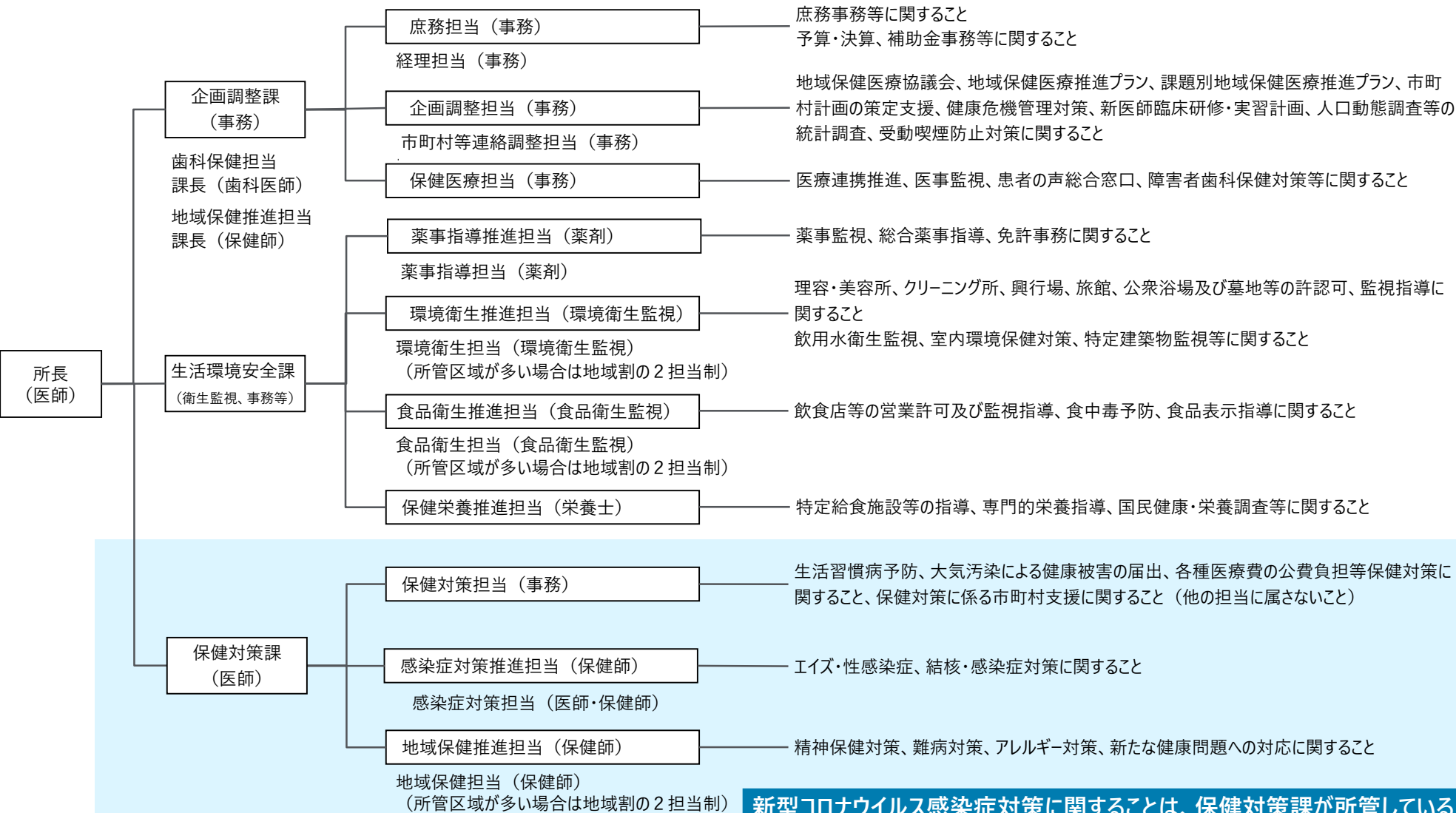


出所：東京都提供資料よりトーマツ作成

1. 都保健所の概要 3/3 (都保健所 (多摩地域) の組織体制)

組織

主な分掌事務



新型コロナウイルス感染症対策に関することは、保健対策課が所管している。

2. 多摩地域5保健所の基礎情報：西多摩保健所

地域特性

- 西多摩保健所が管轄する西多摩圏域は、東京都の西部に位置し、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の4市3町1村で構成されている
- 圏域内の病院数は30病院（病床数：6,558床）*1
- 圏域内の感染症指定医療機関は青梅市立総合病院（感染症病床：4床）が担う

*1:出典：『東京都の医療施設（R3.3月）』、令和元(2019)年10月1日現在の状況

■ 保健所管轄地域及び保健所所在地

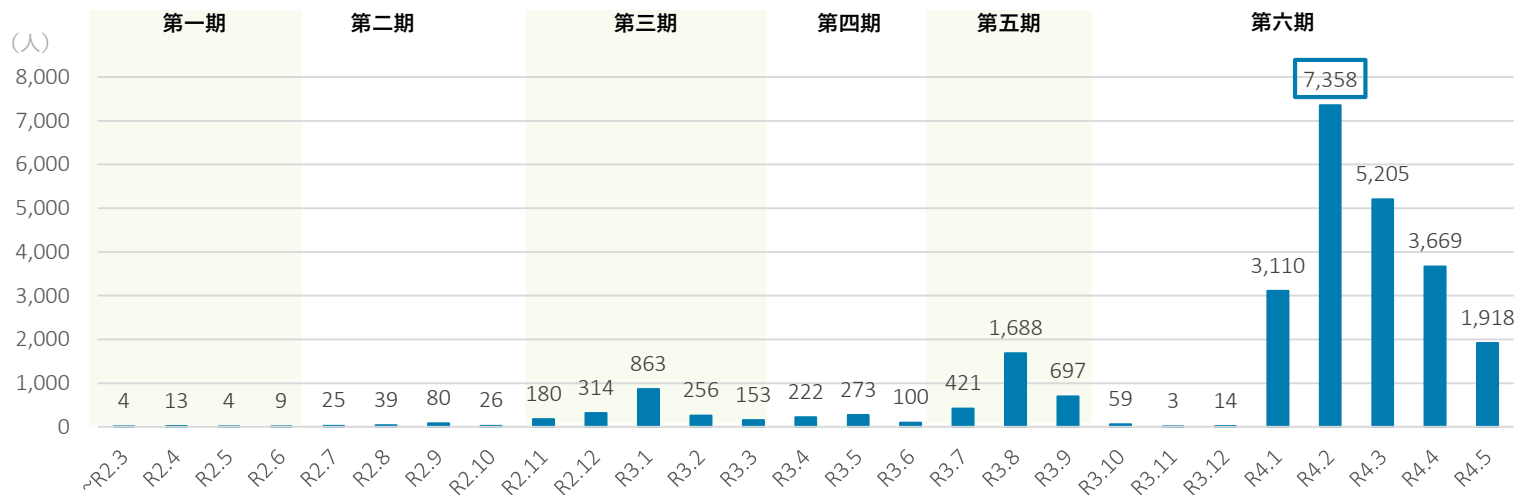
※東京都島しょ部除く



■ 基本情報

基本情報	管轄地域	青梅市、福生市、羽村市 あきる野市、瑞穂町、日の出町 檜原村、奥多摩町
	管轄区域人口（R4.4.1）	375,471人
職員数 （定数） （R4.4.1）	管轄面積	572.70km ²
	総数	74人
	医師数 ※歯科医除く	3人
	保健師数	25人

■ 各月新規陽性者数の推移



累計新規陽性者数（令和4年5月末時点）：26,703人

■ 各月新規陽性者数

2. 多摩地域5保健所の基礎情報：南多摩保健所

地域特性

- 南多摩保健所が管轄する南多摩保健医療圏は多摩地域の南部に位置し、八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の5市で構成されている。なお同医療圏内には市型保健所が2か所（八王子市、町田市）設置されている
- 圏域内の病院数は75病院（病床数：16,900床）*1 *2
- 圏域内の感染症指定医療機関は東京医科大学八王子医療センター（感染症病床：4床）が担う

■ 保健所管轄地域及び保健所所在地

※東京都島しょ部除く



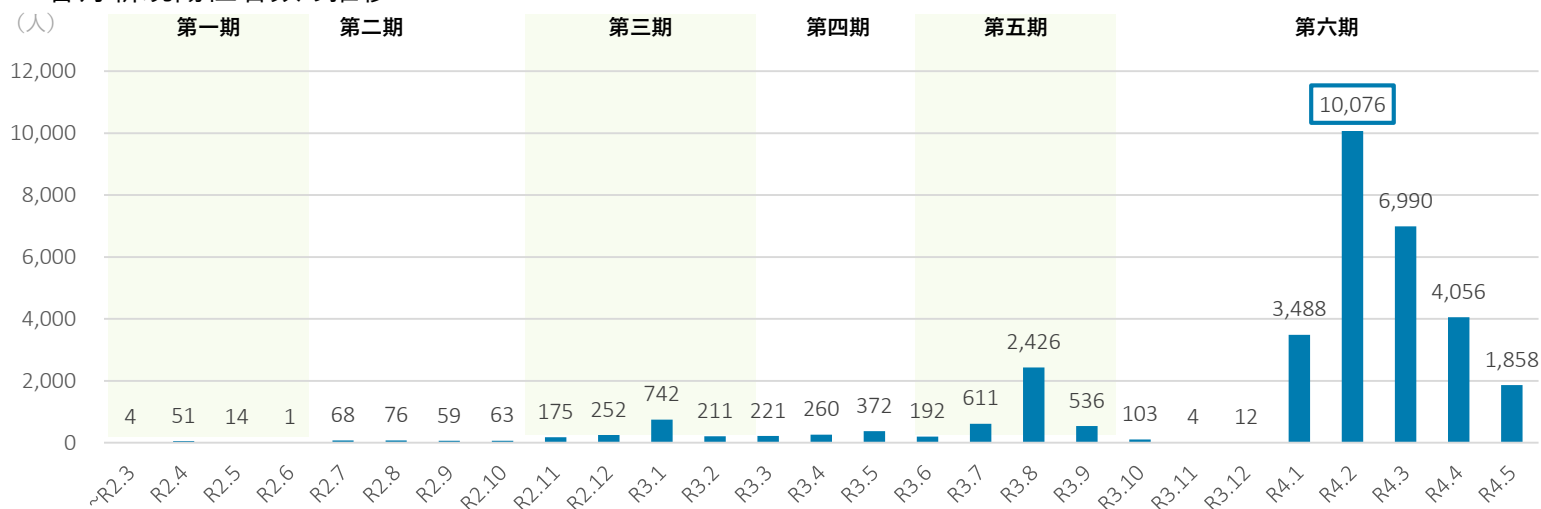
■ 基本情報

基本情報	管轄地域	日野市、多摩市、稲城市
	管轄区域人口（R4.4.1）	430,533人
	管轄面積	66.53km ²
職員数 （定数） （R4.4.1）	総数	64人
	医師数 ※歯科医除く	3人
	保健師数	21人

*1: 出典：『東京都の医療施設（R3.3月）』、令和元(2019)年10月1日現在の状況

*2: 圏域内の病院数、病床数には、八王子市、町田市を含む。

■ 各月新規陽性者数の推移



累計新規陽性者数（令和4年5月末時点）：32,921人

■ 各月新規陽性者数

2. 多摩地域5保健所の基礎情報：多摩立川保健所

地域特性

- 多摩立川保健所が管轄する北多摩西部保健医療圏は、多摩地域の中央北部に位置し、立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市の6市で構成されている
- 圏域内の病院数は26病院（病床数：4,943床）*1
- 圏域内の感染症指定医療機関は国家公務員共済組合連合会立川病院（感染症病床：6床）が担う

*1:出典：『東京都の医療施設（R3.3月）』、令和元(2019)年10月1日現在の状況

■ 保健所管轄地域及び保健所所在地

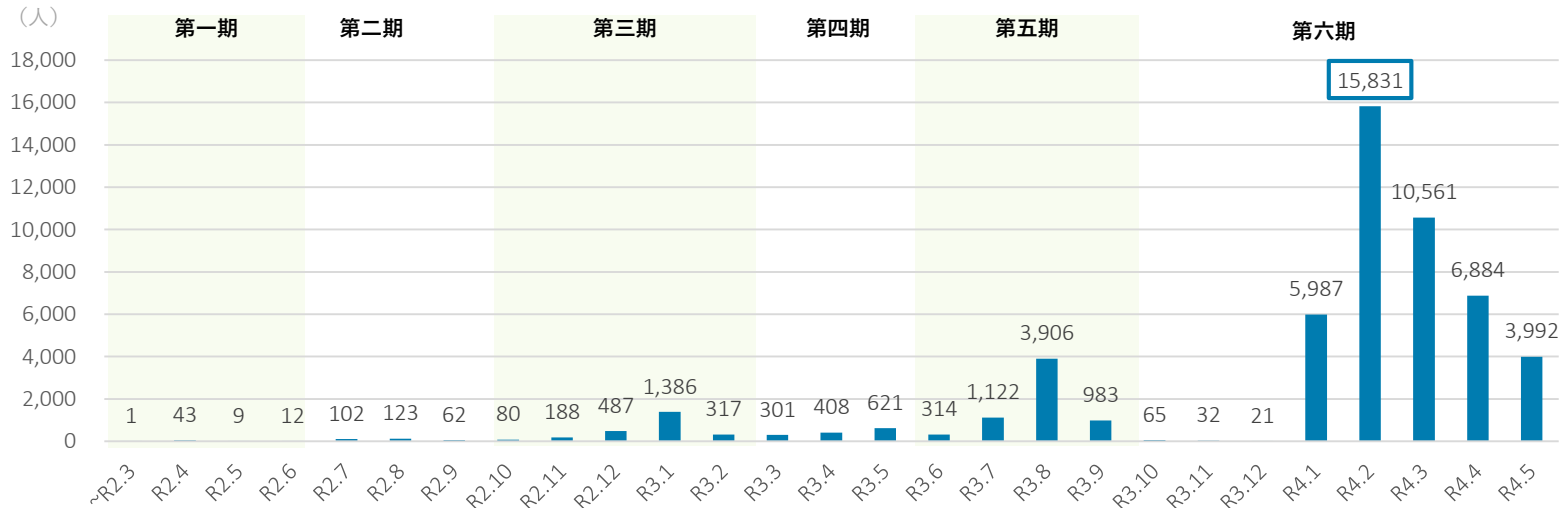
※東京都島しょ部除く



■ 基本情報

基本情報	管轄地域	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
	管轄区域人口（R4.4.1）	660,635人
	管轄面積	90.05km ²
職員数 (定数) (R4.4.1)	総数	89人
	医師数 ※歯科医除く	3人
	保健師数	30人

■ 各月新規陽性者数の推移



累計新規陽性者数（令和4年5月末時点）：53,838人

■ 各月新規陽性者数

2. 多摩地域5保健所の基礎情報：多摩府中保健所

地域特性

- 多摩府中保健所が管轄する北多摩南部保健医療圏は、多摩地域の東部に位置し、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市の6市で構成されている
- 圏域内の病院数は45病院（病床数：11,025床）*1
- 圏域内の感染症指定医療機関は日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院（感染症病床：6床）が担う

*1:出典：『東京都の医療施設（R3.3月）』、令和元(2019)年10月1日現在の状況

■ 保健所管轄地域及び保健所所在地

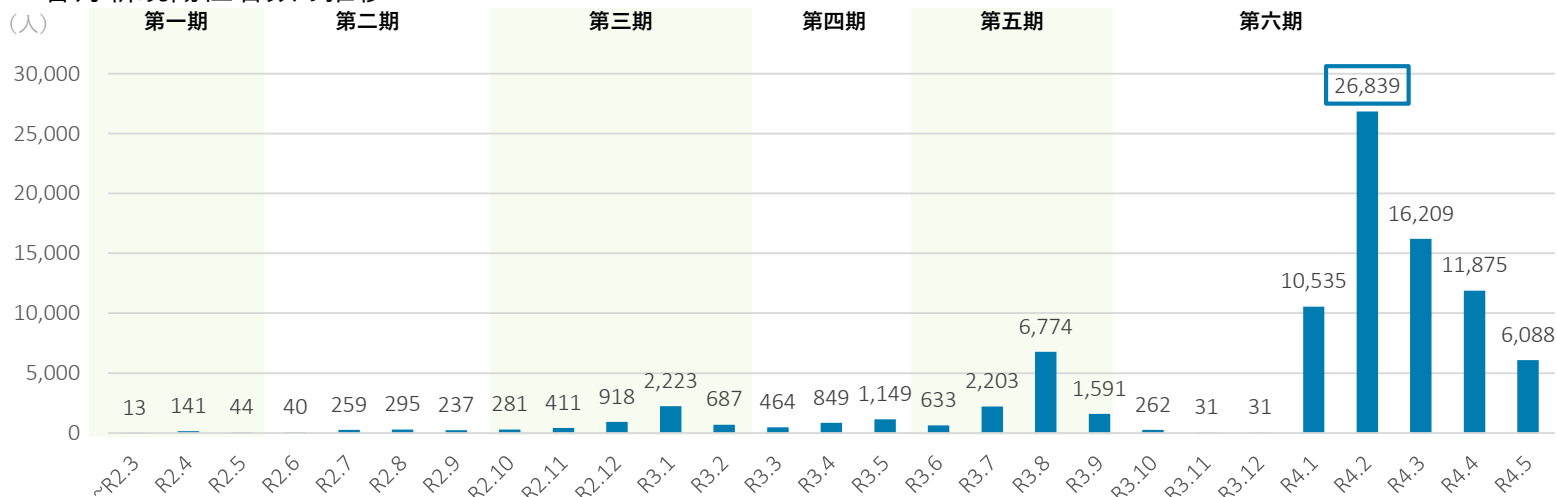
※東京都島しょ部除く



■ 基本情報

基本情報	管轄地域	武蔵野市、三鷹市、府中市 調布市、小金井市、狛江市
	管轄区域人口（R4.4.1）	1,063,989人
	管轄面積	96.10km ²
職員数 （定数） （R4.4.1）	総数	117人
	医師数 ※歯科医除く	3人
	保健師数	42人

■ 各月新規陽性者数の推移



累計新規陽性者数（令和4年5月末時点）：91,082人

■ 各月新規陽性者数

2. 多摩地域5保健所の基礎情報：多摩小平保健所

地域特性

- 多摩小平保健所が管轄する北多摩北部保健医療圏は、多摩地域の北東部に位置し、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で構成されている
- 圏域内の病院数は40病院（病床数：8,351床）*1
- 圏域内の感染症指定医療機関は公立昭和病院（感染症病床：6床）が担う

*1:出典：『東京都の医療施設（R3.3月）』、令和元(2019)年10月1日現在の状況

■ 保健所管轄地域及び保健所所在地

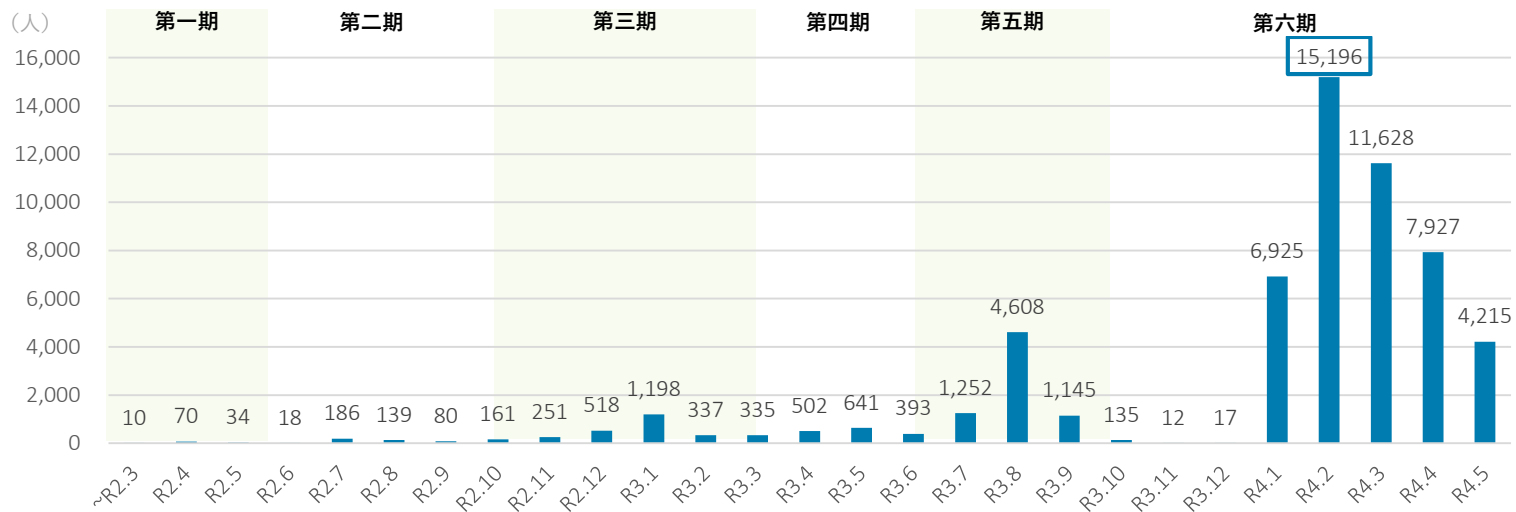
※東京都島しょ部除く



■ 基本情報

基本情報	管轄地域	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
	管轄区域人口（R4.4.1）	749,314人
	管轄面積	76.51km ²
職員数 （定数） （R4.4.1）	総数	87人
	医師数 ※歯科医除く	3人
	保健師数	30人

■ 各月における累計新規陽性者数及び相談件数



累計新規陽性者数（令和4年5月末時点）：57,933人

■ 各月新規陽性者数

多摩小平

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症と保健所の状況

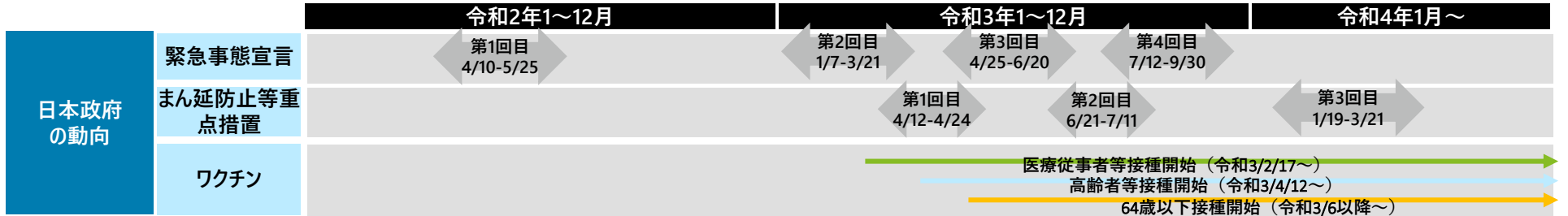
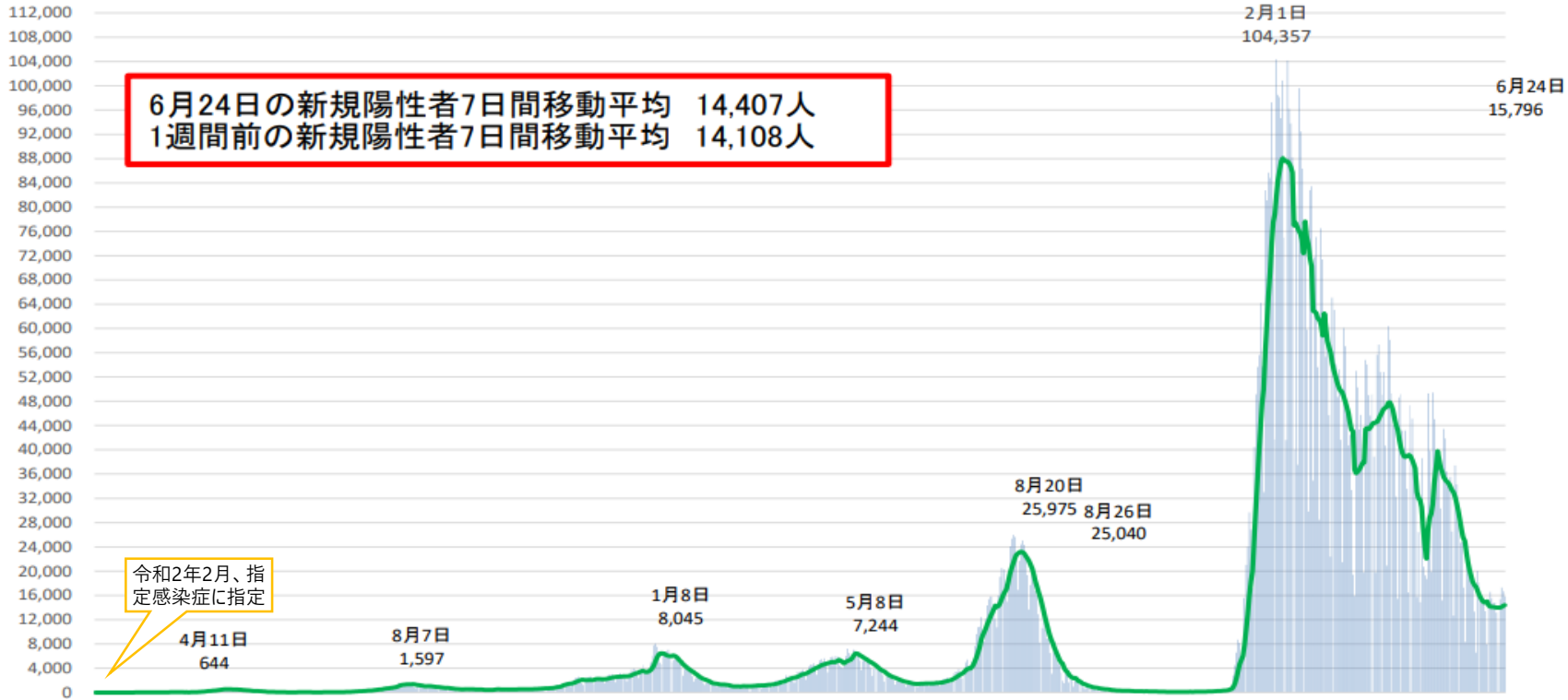
1. 日本の新型コロナウイルス感染状況
2. 東京都における新型コロナウイルス感染状況
3. 全国の保健所別管轄人口及び管轄面積
4. 陽性者数累計上位6都府県の保健所別管轄人口及び管轄面積
5. 陽性者数累計上位6都府県の保健所別管轄人口、管轄面積及び感染者数累計

1. 日本の新型コロナウイルス感染状況*1 ※令和4年6月24日時点

- 新型コロナウイルス感染症は令和2年1月15日に日本で初となる陽性者が報告された。令和4年6月24日までの累計陽性者数は9,207,880人である
- 令和2年2月に、感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められた
- 令和2年3月に、新型コロナウイルス感染症対策の改正特別措置法が成立し、その後計4回の緊急事態宣言、計3回のまん延防止等重点措置が発令された
- 令和3年2月に、医療従事者等を対象としたワクチンの優先接種が開始され、次いで、高齢者等、64歳以下の一般接種が順次開始された

【日本の感染発生状況】*1

PCR検査等累計実施人数	53,741,019人
累計陽性者数	9,204,233人
入院治療等を要する者の数	130,451人
累計死亡者数	31,191人
1日の最大陽性者数	104,357人 (令和4年2月1日)



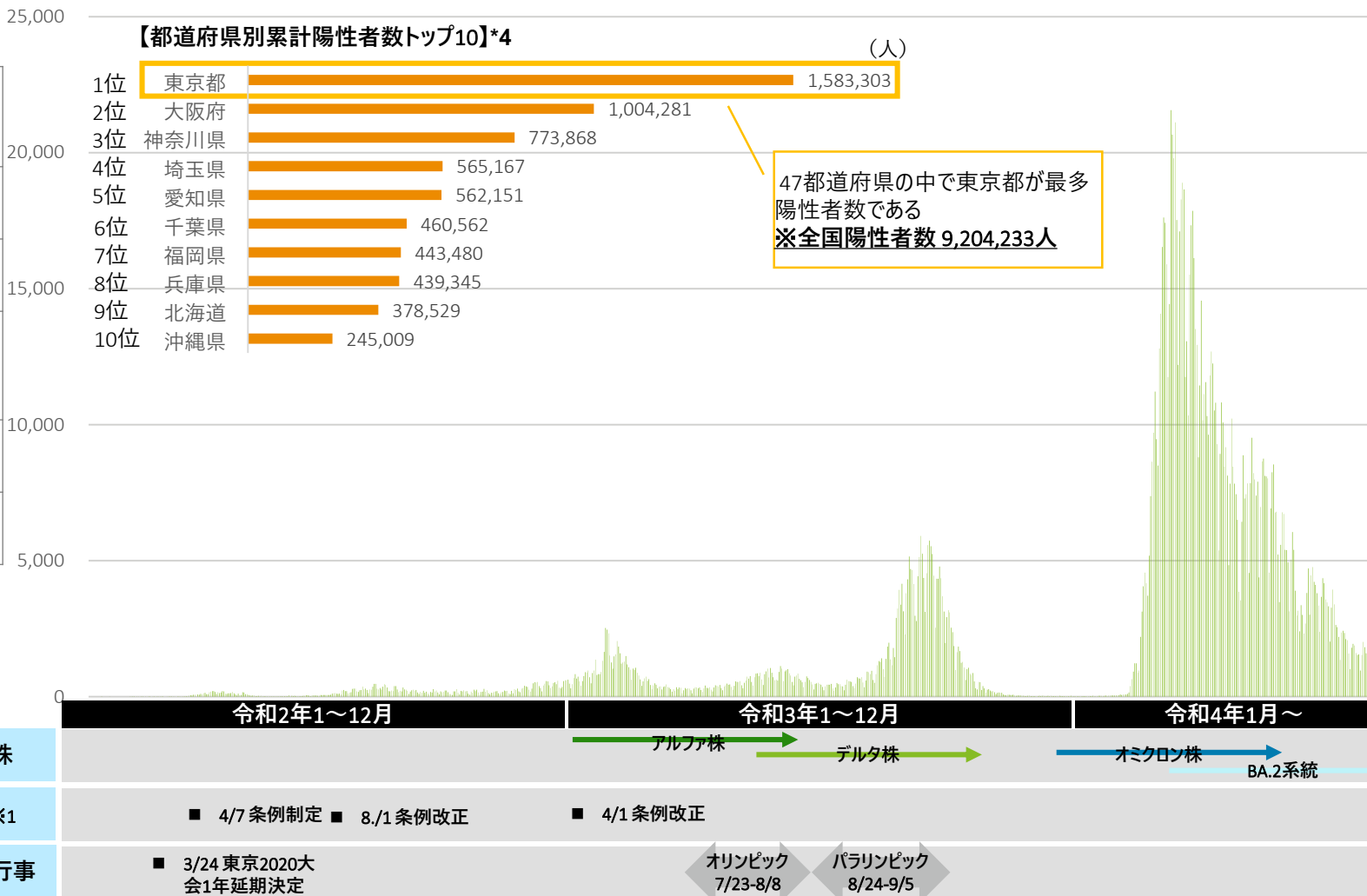
【出所】 *1:国内の発生状況など | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
*2:新型コロナウイルス 都道府県別の感染者数・感染者マップ | NHK特設サイト

2. 東京都における新型コロナウイルス感染状況 1/2 *3 ※令和4年6月24日時点

- 令和2年1月24日に、都内で初の陽性者が発生した。第一期では全国の新規陽性者数の3割が都内で発生していた
- 令和4年6月24日までの東京都の累計陽性者数は1,583,303人となっており、47都道府県の中で最多となっている

【東京都の感染発生状況】

PCR検査等 累計実施人数	7,477,688人
累計陽性者数	1,583,303人
累計死亡者数	4,565人
1日の最大陽性者数	21,562人 (令和4年2月2日)
新型コロナウイルスワクチンの接種率 (全人口)	2回目: 76.6%
	3回目: 59.4%



※1: 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正

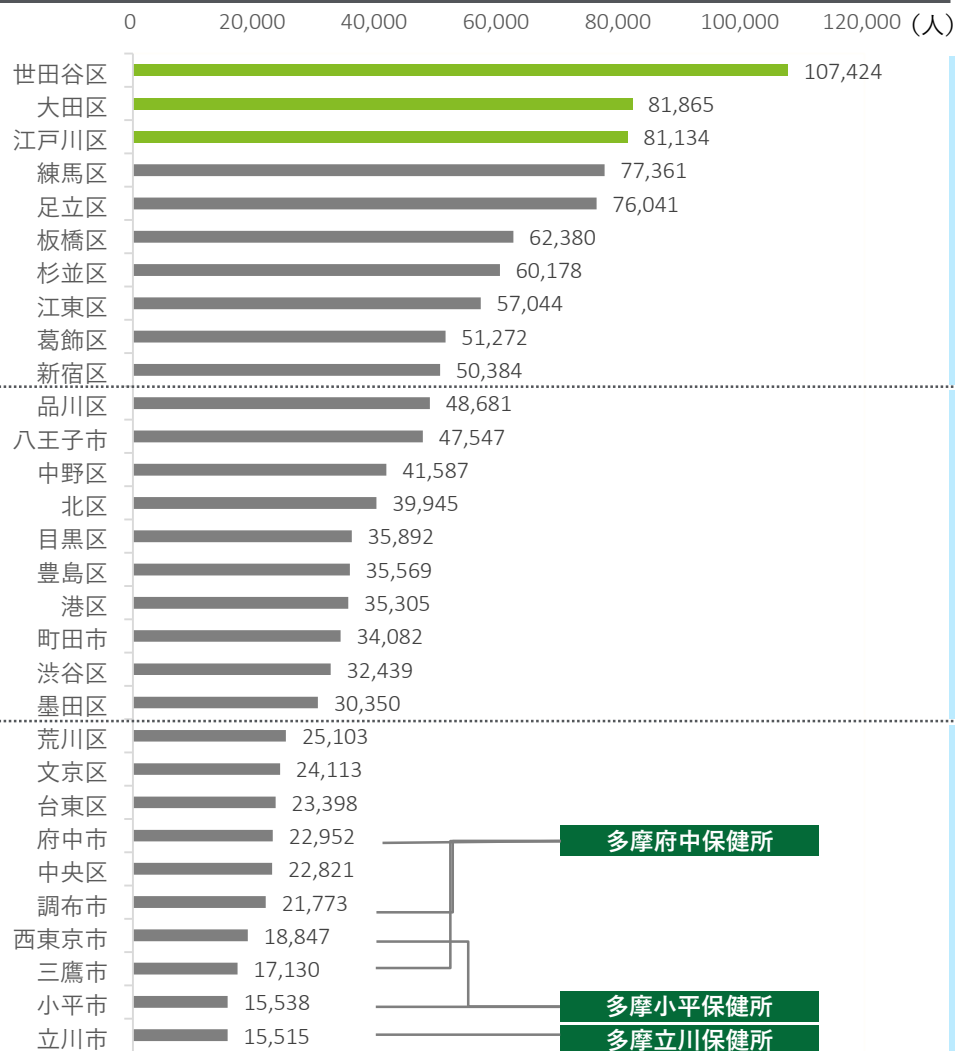
【出所】 *3: 都内の最新感染動向: モニタリング項目 | 東京都 新型コロナウイルス感染症対策サイト (tokyo.lg.jp)

*4: 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者の状況 (空港・海港検疫、チャーター便案件を除く国内事例)」よりトーマツ作成

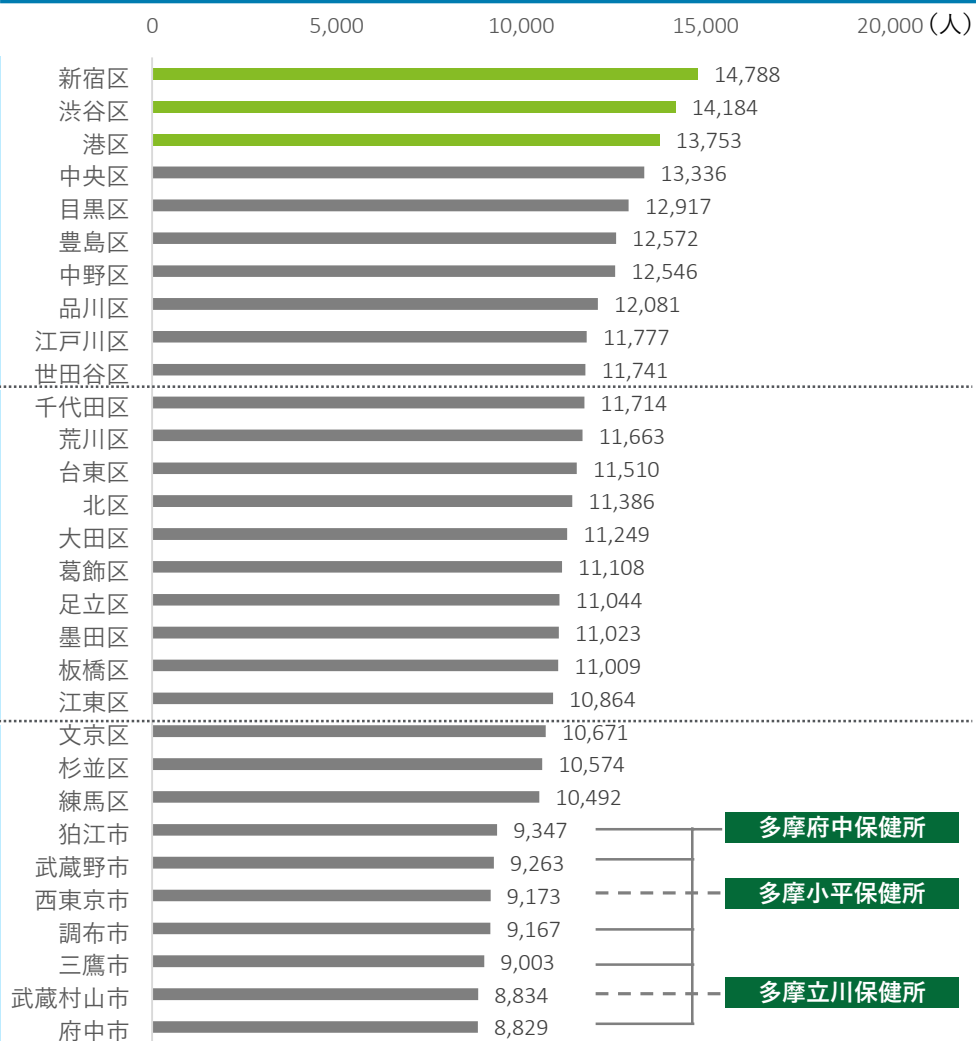
2. 東京都における新型コロナウイルス感染状況 2/2 *5

- 区市町村別の感染状況は、世田谷区が107,424人で最も多く、次いで、大田区、江戸川区となっている
- 人口10万対での区市町別の感染状況は、新宿区が14,788人で最も多く、次いで渋谷区、港区となっている

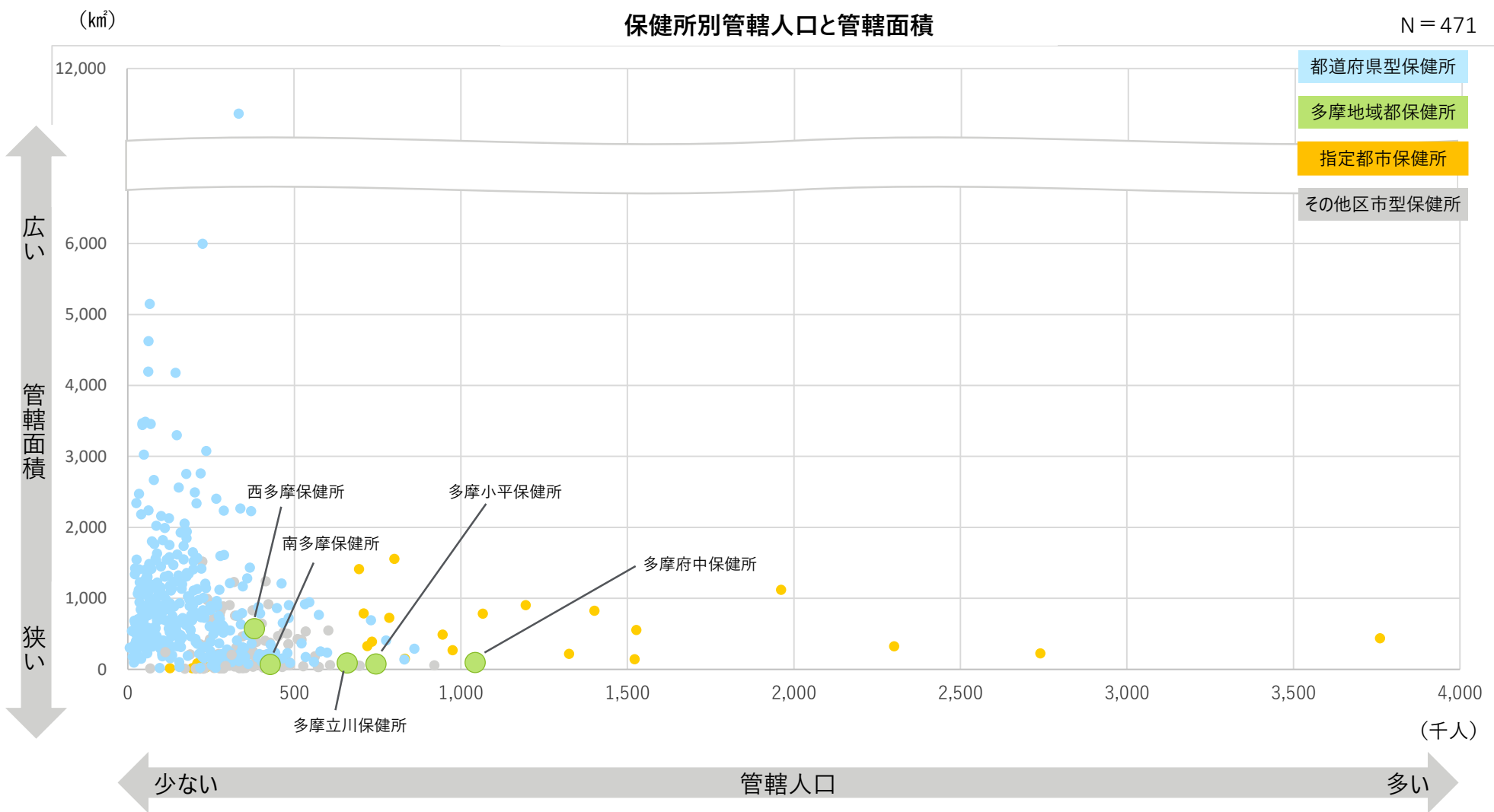
東京都区市町村別累計陽性者数トップ30



東京都区市町村別累計陽性者数（人口10万対）



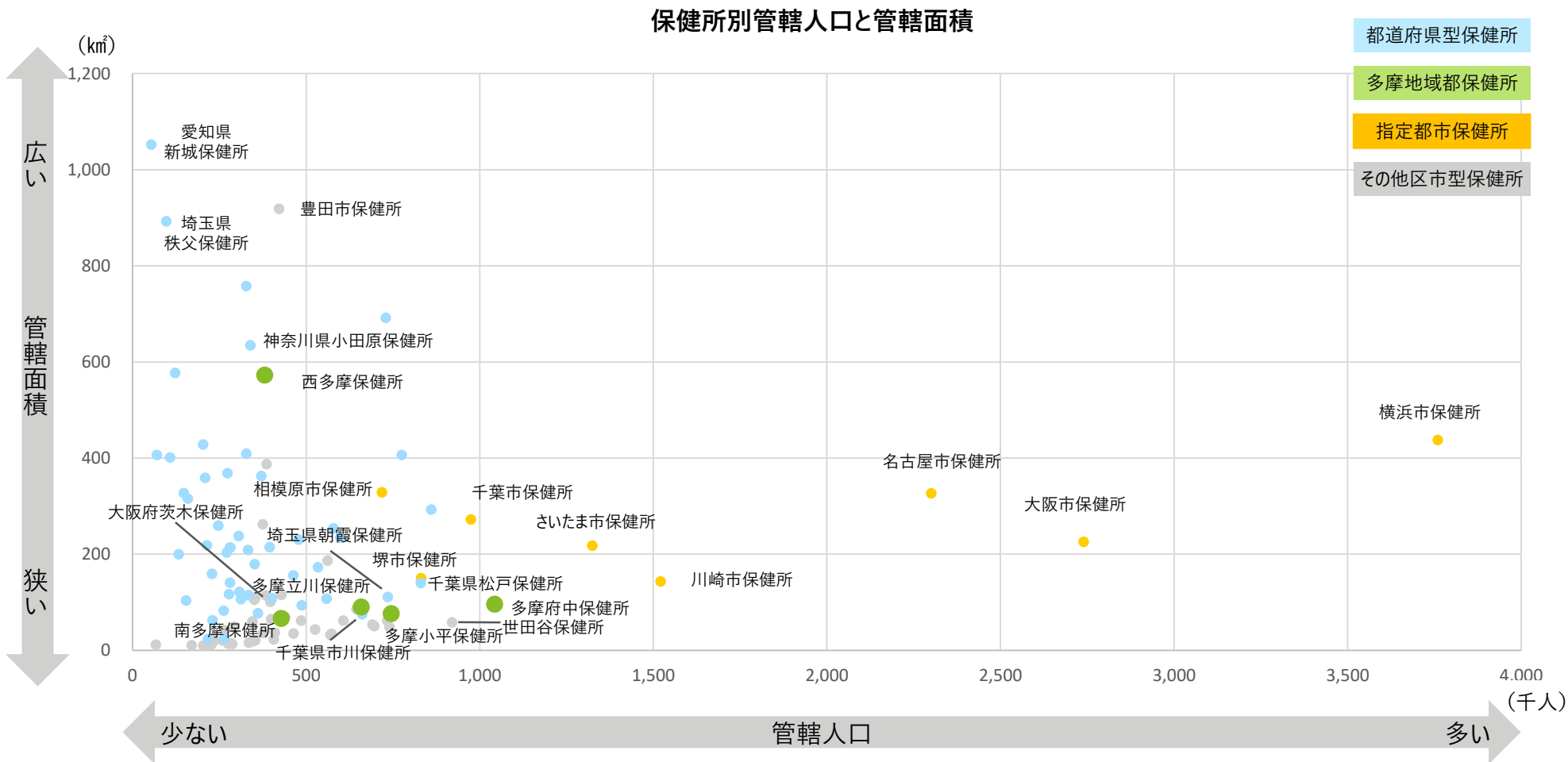
3.全国の保健所別管轄人口及び管轄面積



✓ 全国の保健所471施設を対象

4. 陽性者数累計上位6都府県の保健所別管轄人口と管轄面積

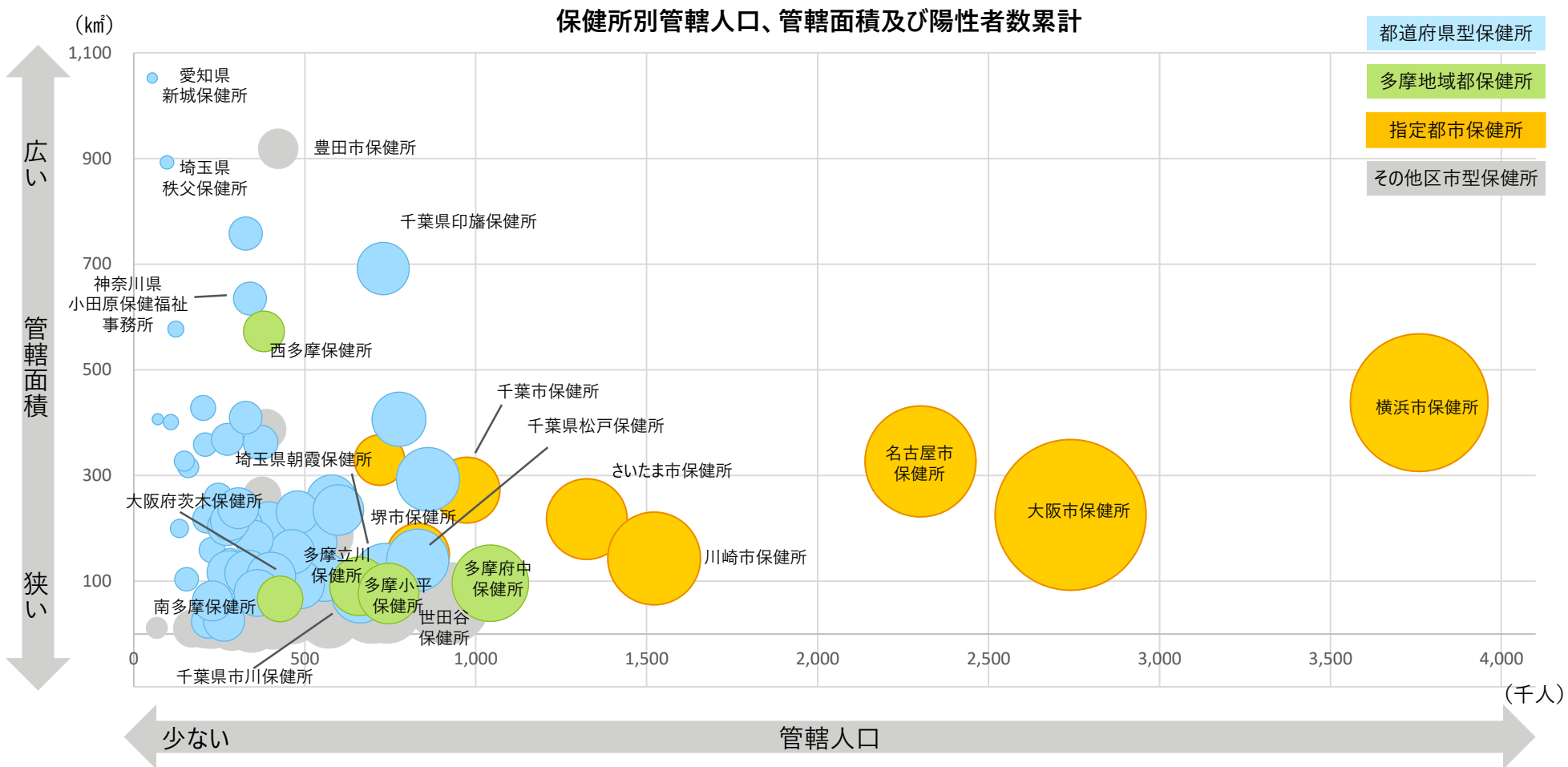
- 西多摩保健所以外の多摩地域の4保健所は、他の都道府県型保健所に比べ管轄面積が狭いものの管轄人口が多く、人口密度が高い傾向にある
- 多摩府中保健所は世田谷保健所と、多摩立川及び多摩小平保健所は埼玉県朝霞保健所や千葉県市川保健所と、南多摩保健所は大阪府茨木保健所と近い管轄人口・面積である
- 西多摩保健所については、他の都道府県型保健所に比べ、管轄人口は突出して多くはないものの管轄面積が比較的広い



✓ 累計陽性者数上位6の都府県内の保健所を対象 ※累計陽性者数上位6の都府県：東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、愛知県、千葉県

5. 陽性者数累計上位6都府県の保健所別管轄人口、管轄面積及び感染者数累計

- 管轄人口の多さに比例して感染者数累計も多くなる傾向にある
- 西多摩保健所及び南多摩保健所以外の多摩地域の3保健所は、他都道府県型保健所に比べて感染者数累計が多くなっており、管轄人口の多い都道府県保健所及び指定都市保健所と似た傾向にある
- 西多摩保健所と南多摩保健所の感染者数累計は、指定都市ではなく管轄人口数の近い都道府県型保健所と似た傾向にある



- ✓ 累計陽性者数上位6の都府県内の保健所を対象 ※累計陽性者数上位6の都府県：東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、愛知県、千葉県
- ✓ 感染者数は、2022年5月15日時点の累計